

◆申請時に必要な提出書類

◎下記の書類が揃わないと申請審査ができません。

	必要な書類	チェック欄
申請者	助成申請書 押し印1ヶ所	
	同居世帯員全員の住民票 (謄本)	
	同居世帯員全員の市民税の所得割額を証明するもの (原本) 下記に該当する一つ ① 生活保護以外の方 (学生の方、お子様も必要) 市・府民税の課税証明書 (区役所発行) ② 生活保護の方 生活保護受給証明書 (区役所発行) ※証明年度に注意 申請される年の 6月30日までに申請 →前年度分 (前々年の所得が対象) 7月1日以降に申請 →今年度分 (前年の所得が対象)	
	身体障害者手帳又は療育手帳 (原本提示とコピー) 本人欄及び顔写真・氏名・住所・障害名の部分をコピー	
	▽チームの意見書 内部・視覚等の障害の方	
	▽家主の整備承諾書 借家・賃貸等の方	
	整備計画書 (所定の用紙) 移動設備と住宅改造を併用する場合は別々に	
施工業者	現況図 平面図に開口寸法及びレベル (段差) を必ず記入 (※別紙作成要領参照)	
	現況写真 工事に関する範囲で、現況図に撮影箇所を記入	
	計画図 平面図に開口寸法及びレベル差 (段差) は必ず記入 高さに関するものは断面図必要 (※別紙作成要領参照)	
	▽設備・機器等のカタログ コピーも可	
	見積り・助成対象外工事がある場合は費用から除く ・介護保険の住宅改修費及び日常生活用具の給付等を除く工事金額 ・移動設備と住宅改造を併用する場合は別々に (※別紙「見積書の作成要領」参照)	
	工事発注書 (または契約書のコピー)	
	確認書 助成金を受領する業者の代表者印・会社印の捺印	
	▽介護保険住宅改修費工事費内訳書及び必要な理由書 のコピー (すでに住宅改修費を使用済みの方でも、証明書類として必要です)	
▽日常生活用具の給付内容が分かる物 (「日常生活用具の利用計画書」・日常生活用具の住宅改修費の見積り又は内訳書等)		

▽印：必要な場合もある

※住民票・市町村民税所得割額を証明するもの等の証明書類は発行日より 3ヶ月以内のものとしします